

新潟市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 1 8 号

新潟市給水条例の一部を改正する条例

新潟市給水条例（昭和 3 3 年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 2 6 条第 1 項の表専用給水装置の部一般用の項を次のように改める。

一 般 用	13ミリメートル	1,180円	1立方 メート ルにつ き46円	1立方 メート ルにつ き130円	1立方 メート ルにつ き139円	1立方 メート ルにつ き161円	1立方 メート ルにつ き187円	1立方 メート ルにつ き218円
	16ミリメートル	1,790円						
	20ミリメートル	2,790円						
	25ミリメートル	4,360円	1立方 メート ルにつ き113円					
	30ミリメートル	6,280円						
	40ミリメートル	11,170円						
	50ミリメートル	17,460円						
	75ミリメートル	39,280円						
	100ミリメートル	69,820円						
	150ミリメートル	157,100円						
	200ミリメートル	279,290円						

第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 3 8 条第 1 項第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日

(2) 第26条第1項の表の改正規定 令和7年1月1日

(経過措置)

2 改正後の第26条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、第2号施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 第2号施行日以後徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が第2号施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。